別表第十三印刷の項学科試験の欄第一号中「印刷法の種類及び特徴」を「製版から印刷、製本まで印刷法の種類及び特徴」に、「電気機械器具の種類及び特徴」を「電気機械器具の種類及び電子機器の種類及び用途」に改め、同欄第三号中「電気機械器具の種類及び特徴」を「パン生地の熱加工」を「パンの熱加工」に改め、同表配管の項学科試験の欄中第四号を次のように改める。

四　関係法規

消防法関係法令、建築基準法関係法令、高圧ガス保安法関係法令、ガス事業法関係法令、水道法関係法令、下水道法関係法令、電気事業法関係法令、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係法令のうち、配管工事に関する部分

別表第十三舞台機構調整の項学科試験の欄第二号中「音響機器の故障の種類、原因及び応急措置」を削り、同欄第四号中「及び消防法関係法令」を「、消防法関係法令、電波法関係法令、特許法関係法令、意匠法関係法令、著作権法関係法令及び知的財産基本法関係法令」に改め、同項実技試験の欄中「音の弁別及び音響の判定」を「音の弁別及び音響の判定　音楽の識別」に改める。

別表第十三の二機械保全の項学科試験の欄第六号イ中「機械の点検　機械の主要構成要素の種類、形状及び用途」を「機械の主要構成要素の種類、形状及び用途　機械の点検」に改め、同表ブロック建築の項学科試験の欄第一号中「補強コンクリートブロック造以外の建設構造の種類及び特徴」を「補強コンクリートブロック造以外の建築構造の種類及び特徴」に改め、同表貴金属装身具製作の項実技試験の欄中「石留め」を削り、同表舞台機構調整の項学科試験の欄第二号中「音響機器の故障の種類及び応急措置」を削り、同欄第四号中「及び消防法関係法令のうち」を「、消防法関係法令、電波法関係法令、特許法関係法令、意匠法関係法令、著作権法関係法令及び知的財産基本法関係法令のうち、」に改め、同項実技試験の欄中「音の弁別　音楽の識別」を「音の弁別　音楽の識別」に改める。

別表第十三の五産業洗浄の項学科試験の欄中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削る。

別表第十四製版の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四北海道の款北見の項管轄区域の欄中「、上湧別町」を削り、同表埼玉の款行田の項管轄区域の欄中「、北埼玉郡」を削り、同表新潟の款長岡の項管轄区域の欄中「長岡市」の下に「（小出労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を加え、同款小出の項管轄区域の欄を次のように改める。

長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ケ島、川口木沢、川口田麦山、川口峠、川口中山、川口武道窪、川口和南津、西川口、東川口、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡

別表第四山梨の款鰍沢の項位置の欄中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同表静岡の款浜松の項管轄区域の欄中「、浜名郡」を削り、同款富士の項管轄区域の欄中「、富士郡」を削り、同表愛知の款津島の項管轄区域の欄中「弥富市」の下に「、あま市」を加え、同表山口の款山口の項管轄区域の欄中「、阿武郡のうち阿東町」を削り、同款萩の項管轄区域の欄中「（山口労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同表長崎の款佐世保の項管轄区域の欄を次のように改める。

佐世保市（江迎労働基準監督署の管轄区域を除く。）、東彼杵郡（諫早労働基準監督署の管轄区域を除く。）、北松浦郡（江迎労働基準監督署の管轄区域を除く。）	

別表第四長崎の款江迎の項を次のように改める。

江迎	佐世保市	佐世保市のうち江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市、北松浦郡のうち佐々町

別表第四熊本の款熊本の項管轄区域の欄中「熊本市」の下に「（菊池労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を加え、同款菊池の項管轄区域の欄を次のように改める。

熊本市のうち植木町、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、菊池郡、阿蘇郡

別表第四宮崎の款宮崎の項管轄区域の欄中「、宮崎郡」を削り、同表鹿児島の款加治木の項を次のように改める。

加治木	姶良市	霧島市、伊佐市、姶良市、姶良郡

別表第五北海道の款北見（（美幌））（遠軽）の項管轄区域の欄中「、上湧別町」を削り、同款岩見沢（美唄）の項を次のように改める。

岩見沢	岩見沢市	岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡のうち南幌町、樺戸郡（滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。）

別表第五埼玉の款行田の項管轄区域の欄中「、北埼玉郡」を削り、同表新潟の款長岡（小千谷）の項管轄区域の欄中「、北魚沼郡」を削り、同表山梨の款鰍沢の項位置の欄中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同表静岡の款浜松（細江）（天竜）の項公共職業安定所名の欄中「（天竜）」を「（浜北）」に改め、同項位置の欄中「（浜松市天竜区）」を「（浜松市浜北区）」に改め、同項管轄区域の欄中「、浜名郡」を削り、同款三島（（熱海））（伊東）の項を次のように改める。

三島（伊東）	三島市（伊東市）	熱海市、三島市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡

別表第五静岡の款富士宮の項管轄区域の欄中「、富士郡」を削り、同表愛知の款津島の項管轄区域の欄中「弥富市」の下に「、あま市」を加え、同表京都の款京都西陣（（二条労働））（園部）の項を次のように改める。

京都西陣（園部）	京都市上京区（南丹市）	京都市のうち上京区、北区、左京区、中京区、右京区、西京区、亀岡市、南丹市、船井郡

別表第五京都の款京都七条（（千本労働））の項を次のように改める。

京都七条	京都市下京区	京都市のうち下京区、南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡

別表第五岡山の款玉野の項管轄区域の欄を次のように改める。

岡山市南区のうち植松、奥迫川、片岡、川張、北七区、宗津、西紅陽台一丁目、西紅陽台二丁目、西紅陽台三丁目、西高崎、西七区、迫川、彦崎、玉野市